



令和7年2月号
第6号
令和7年2月1日発行

胎内市商工会（産業文化会館内）

〒959-2642 新潟県胎内市新和町2-5
TEL 0254-43-3624 FAX 0254-43-5773
mail tainai@shinsyoren.or.jp

〔黒川支所〕

〒959-2807 新潟県胎内市黒川1106-13
TEL 0254-47-2419 FAX 0254-47-2320

胎内市商工会ホームページ
URL <https://www.tainai.or.jp>



たいないトココガイドチャンネル(YouTube)
URL <https://www.youtube.com/@ch-eo1hd>



確定申告の申告手続きについて

○ 申告の時期

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、

令和7年2月17日(月)～3月17日(月)までです。

※ 還付申告書は、令和7年2月14日(金)以前でも提出することができます。

税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っていません。

○ 申告書の提出方法

① 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センター(※)に送付する。

※ 確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署又は業務センターに送付する場合には、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付する必要があります(郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。)

※ 通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

② 住所地等の所轄税務署の受付に持参する。

税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

なお、業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください

③ e-Taxで申告する。

※ 令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

税務行政のデジタル化における国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出(送付)する場合は、申告書等の提出用のみを提出(送付)してください。

○ 納付の期限

令和6年度の所得税等の確定申告の納期限は、**令和7年3月17日(月)**です。



詳細は申告の手引きご参照を。

べにはるかスイーツフェア及びスイーツマルシェ開催！

○ スイーツフェア

胎内産べにはるかを使ったスイーツが9種類！？

胎内市内の小学生が考えたアイデアを基に飲食店、菓子店等のフェア参加店が製作。下記期間中に、べにはるかを使ったこの時期ならではのスイーツをフェア参加店にてお買い求めできます。ぜひ、ご堪能下さい。

・実施期間 **2月15日(土)～28日(金)**

・参加店 胎内市内の飲食店、菓子店等

○ スイーツマルシェ(販売会)

フェア参加店が一堂に会した1日限りの販売会を下記の通り開催いたします。1度にフェア参加店のスイーツをまとめて購入することができる1日限定の販売会となっておりますので、いも好きな方、ご興味のある方はぜひ、お越しください。

・実施日時 **2月16日(日) (一般販売)10:30～12:00**

・実施会場 胎内市産業文化会館 企画展示室

* 商品が売切れ次第終了となりますので、お早目のご来場をお勧めいたします。

尚、表彰式に出席された関係者の皆様が先行入場となりますのでご了承願います。

上記詳細については、胎内市商工会(☎43-3624)までお願いします。

